



# 開拓の村での撮影について 1/2

## 1 個人的な撮影の場合

団体は事前連絡が必要です

撮影使用料は入場料金のみ

撮影・掲載物が私用目的のSNSやスナップ撮影、モデルを伴う撮影など申請は必要ありませんが（団体や撮影会は要事前連絡）、「撮影上のお願い(注意・禁止事項)」をお守りの上撮影してください。  
※撮影した写真をコンテストなどに応募する際は申請が必要となりますので、ご連絡ください。  
撮影使用料:開拓の村入場料金のみとなります。

### モデルを伴う撮影やコスプレ等での撮影の場合

<禁止事項>

- ・公序良俗に反する服装や建造物にふさわしくないポーズ
- ・素肌の露出が極端に多い服装
- ・その他開拓の村の雰囲気を著しく損なう恐れのある服装
- ・他のお客様が不快に思われる可能性がある服装の着用
- ・実在する制服、着ぐるみの着用
- ・お手洗いで着替え及びメイク
- ・武器、火器及びそれに似た形態
- ・形状の物や、他のお客様が危険と感ずる恐れのあるものを所持、携帯されてのご入村

<注意事項>

- ・衣装等の事前判断は致しませんが、当日、撮影の際に禁止事項に該当した場合は、撮影を中止していただきます。
- ・撮影用のカツラ等の使用は、撮影時のみ着用してください。
- ・基本的に衣装の着替え、メイクが出来る更衣室はございません。
- ・WEBで公開した際に禁止事項に該当する写真を確認した際は連絡し公開の中止を求めます。

## 2 広告・営業・販売など商業利用目的の場合

申請が必要です

撮影使用料は入場料金のみ

撮影日は打ち合わせの上調整

申請書は1週間前まで

- ・テレビCM、音楽プロモーションビデオその他映像撮影・建造物や風景を撮影しそれを使用し販売物に使用する場合（雑誌、商品カタログ・広告、ファッション撮影などWEBや出版物に掲載）
- ・フォトウェディングのロケーション撮影は申請は必要ありませんが、不可日がありますので事前連絡ください。

## 3 映画・テレビ・WEB・番組などの制作で撮影する場合

申請が必要です

撮影使用料は打ち合わせの上決定

撮影日は打ち合わせの上調整

申請書は1週間前まで

## 4 テレビ・新聞・雑誌・WEBなど

### 開拓の村の取材、PRに該当する撮影の場合

事前連絡が必要です

撮影使用料は入場料金のみ

お申し込み・問合せ先:

北海道開拓の村指定管理者 一般財団法人北海道歴史文化財団  
TEL 011-898-2692 mail info@kaitaku.or.jp

野外博物館

北海道開拓の村

〒004-0006  
札幌市厚別区厚別町小野幌50-1  
TEL.011-898-2692 FAX.011-898-2964  
http://www.kaitaku.or.jp

設置者／北海道  
指定管理者／一般財団法人北海道歴史文化財団



## 開拓の村での撮影について 2/2

### 撮影上のお願い (必ずご確認ください)

(②③④に該当し職員が立ち会う場合は調整可能です)

#### 〈注意事項〉

- ・開拓の村内のイベント開催、工事等により、撮影をお断りする場合や不可日があります
- ・一般のお客様を撮影する際は、必ずご本人の許可をお取りください
- ・撮影する場合は他のお客様の迷惑にならないよう十分ご配慮ください  
(お客様の迷惑となっている場合や混雑時はお断りする場合があります)
- ・当村主催のイベント、結婚式等を撮影する場合は、スタッフの指示に従って下さい
- ・モデルを伴う写真、ビデオ撮影は、利用目的をお伺いすることがあります  
(商業利用目的と認めた場合、撮影を中止していただきます)

#### 〈禁止事項〉

##### 撮影

- ・ドローンを使用した撮影 ・公序良俗に反する撮影
- ・建造物内での長時間の撮影
- ・建造物及び入口付近や狭い通路などを占領しての撮影
- ・馬車鉄道・馬そりの運行時、馬の近くでのストロボの使用の撮影
- ・建造物内での飲食の撮影、並びに飲食をイメージする撮影

##### 行為

- ・開拓の村及び建造物にふさわしくないポーズや衣装
- ・他のお客様のご見学の妨げや、ご迷惑となる行為
- ・建造物内の展示品、建具、案内プレートの移動
- ・閉じている扉や窓、襖などの開閉
- ・建造物等の破損につながる行為(建造物内で走る、飛ぶなど)

##### 使用

- ・トイレを含む園内施設での撮影のための着替え及びメイク
- ・建造物内でのレフ板の使用 ・自立式ストロボの持込 ・コンセント電源の使用
- ・建造物内、他のお客様の見学に支障のある狭い通路などでの三脚、一脚、脚立、自撮棒の使用
- ・模擬刀や模擬銃など、火器をイメージするもの及びお客様や建造物
- ・展示資料に危害を与える恐れのある撮影用の小道具の使用

#### 〈撮影禁止の場所・資料〉

- ・馬車鉄道運行時の線路区域(市街地群では並木の内側)での撮影、  
馬そり運行時のルートでの撮影はできません
  - ・立入禁止区域内での撮影(屋外の遊歩道外の森林等を含む)
- 上記事項につきまして違反行為等が発覚した際には、関係者皆様にご退場いただくとともに、今後の入館につきましても制限させていただきます。また建造物や展示資料に破損及び汚損等が生じた際は、費用弁償等を求める場合があります。

野外博物館

## 北海道開拓の村

〒004-0006

札幌市厚別区厚別町小野幌50-1

TEL.011-898-2692 FAX.011-898-2964

<http://www.kaitaku.or.jp>

設置者／北海道

指定管理者／一般財団法人北海道歴史文化財団